

## (7) 資本金別および所得階層別に関する調

資本金別	所得階層		欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計			
	300万円未満	300万円以上	法人数	うち連結 申告法人数	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
	300万円未満		669	0	234	240,976	39	217,245	2	18,105	16	304,467	0	0	0	0	0	0	960	780,793		
	300万円以上	1,000万円未満	5,192	1	1,387	1,709,285	277	1,582,492	52	462,539	179	3,518,815	10	627,055	8	2,257,045	0	0	7,105	10,157,231		
		1,000万円	3,071	4	709	947,625	187	1,063,337	65	575,061	317	6,545,411	41	2,716,049	28	6,569,484	1	1,062,261	4,419	19,479,228		
	1,000万円超	5,000万円未満	1,169	3	332	514,264	122	692,349	50	443,614	262	6,299,800	73	5,121,629	76	18,305,381	0	0	2,084	31,377,037		
	5,000万円以上	1億円未満	176	3	31	46,961	12	71,150	5	43,702	58	1,458,239	26	1,826,418	53	12,858,330	1	9,631,365	362	25,936,165		
		1億円	20	0	3	7,878	0	0	0	0	7	147,512	1	51,736	3	1,063,602	0	0	34	1,270,728		
	1億円超	10億円未満	15	1	6	8,908	2	13,683	0	0	14	400,229	9	583,493	21	5,167,724	6	24,281,375	73	30,455,412		
		10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	10億円超	50億円未満	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2,219,498	9	23,928,633	17	26,148,131		
		50億円	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	50億円超	100億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	115,232	1	9,289,354	2	9,404,586		
	100億円以上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,119,713	1	1,339,578	3	2,459,291			
<b>合 計</b>			<b>10,315</b>	<b>13</b>	<b>2,702</b>	<b>3,475,897</b>	<b>639</b>	<b>3,640,256</b>	<b>174</b>	<b>1,543,021</b>	<b>853</b>	<b>18,674,473</b>	<b>160</b>	<b>10,926,380</b>	<b>198</b>	<b>49,676,009</b>	<b>19</b>	<b>69,532,566</b>	<b>15,060</b>	<b>157,468,602</b>		

- (注) 1 この調は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの間に事業年度(同日後に終了する事業年度分で平成27年3月31日までに申告書提出があったものを含む。)が終了した普通法人で外形標準課税対象外の法人について作成した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。ただし、事業年度が年2回で、外形標準課税対象である事業年度と対象でない事業年度がある法人については、対象でない最終事業年度の期末現在における資本金の額による。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した(申告納付期限までに申告していない不申告法人、休業中の法人及び所在不明の法人は除く。)  
4 分割法人については、当該法人の主たる事務所または事業所が県内に所在するものについて記載した。  
5 事業年度が2回の法人の所得については、「年所得400万円以下」の欄には、200万円以下のものを記載し、他の所得区分についても同様とした。